

様式第1号（第4条関係）

（表）

年 月 日

桶川市教育委員会教育長

家庭学習用モバイルルーター機器貸与申請書

オンライン学習のための家庭学習用モバイルルーター機器の貸与を受けたいので、
桶川市家庭学習用モバイルルーター機器貸与要綱第4条の規定により申請します。

申請者（保護者）	フリガナ			
	氏名			
	住所及び連絡先	〒 電話		
	日中の連絡先	電話 (自宅・携帯・勤務先)		
	使用者との続柄	1 父 2 母 3 その他 ()		
児童生徒（使用者）	フリガナ			
	氏名			
	在籍校	桶川市立	小・中学校	学年
	備考 (※)			

※対象になる児童生徒が複数の場合は、備考欄に、ほかの対象児童生徒の氏名、在籍校及び学年を記入してください。

(裏)

貸与機器の利用条件

- 1 この申請により貸与機器の貸与を受けた者（以下「被貸与者」という。）は、その貸与を受けた時から貸与機器について保管管理などの義務を負うものとする。
- 2 貸与機器の利用に当たっては、被貸与者は次に掲げる行為を遵守すること。
 - (1) 貸与機器は、家庭学習の目的で利用すること。
 - (2) 貸与機器は、児童生徒の自宅で利用し、自宅以外で利用しないこと。
 - (3) 貸与機器のセキュリティの維持に努めること。
 - (4) 貸与機器の利用に係るID、パスワード等の情報を他者に漏らさないこと。
 - (5) 貸与機器を他者に利用させ、又は転貸しないこと。
 - (6) 貸与機器を売却し、廃棄し、又は故意に破損しないこと。
 - (7) 貸与機器を利用して他者に対し損害や悪影響を与えないこと。
- 3 被貸与者は、学校から貸与機器の利用に当たり別途指示があった場合は、その指示に従うものとする。
- 4 設定を含め、通信契約は、被貸与者が行うこと。
- 5 貸与機器の充電に係る経費及び通信に係る経費は、被貸与者の負担とする。
- 6 被貸与者は、貸与機器を破損又は紛失したときは、速やかに家庭学習用モバイルルーター機器破損・紛失届（様式第4号）を教育委員会に提出しなければならない。
- 7 被貸与者は、貸与期間の末日までに貸与機器を返却しなければならない。なお、貸与期間中であっても教育委員会が被貸与者に貸与機器の返却を求めたときは、貸与機器を返却しなければならない。
- 8 被貸与者には、所有権等の一切の権利の帰属はないものとする。
- 9 被貸与者が、故意又は重大な過失により貸与機器を破損又は紛失した場合は、貸与機器に係る実費相当額を教育委員会に弁償する。
- 10 被貸与者は、貸与対象者の要件（桶川市立学校に在籍し、家庭にWi-Fi環境のない児童生徒の保護者）を満たさなくなった場合は、貸与機器を教育委員会に返却しなければならない。
- 11 その他貸与機器の利用に際しては、教育委員会の指示に従うものとする。

上記の件に同意します。

氏名